所得税、市・県民税などの 申告は正しくお早めに！

確定申告は、2月18日(月)から3月15日(金)までに（土・日曜日を除く）

問島田税務署 ☎37-3121　税務課市民税係 ☎36-7140

確定申告

とき／午前9時～午後5時
ところ／プラザおおるり第1多目的室（1階）
駐車場／市役所駐車場・税務署駐車場
プラザおおるり駐車場
※申告書の作成に時間を要しますので、午後4時までにお越しください。
※申告受付終了時間は、混雑の状況により早まる場合があります。
※駐車台数に限りがありますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。
※申告期限間際は、受付窓口が大変混雑します。申告は早めに済ませましょう。

所得税の申告

個人が1年間に得た所得金額に応じてかかる税金です。

所得税の確定申告が必要な人

【自営業者など】
▽事業を営んでいる人
▽農業による所得がある人
▽不動産所得がある人
▽土地や建物を売った人
右記に該当する人のうち、平成24年分の所得金額の合計額が所得控除（扶養控除など）の合計額を超える人

【給与所得者】（会社員など）
▽給与収入が2000万円を超える人
▽給与を2カ所以上から得ている人
▽給与所得および退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える人
▽退職金の支払いを受けた際に、申告書を提出しなかったため20％の税率で源泉徴収された人で、その額が正規の税額より少なかった人

【その他確定申告が必要な人】
▽医療費控除や住宅借入金等特別控除などを受けようとする人
▽居住用財産を譲渡した場合の特別控除（3000万円）の特例などの適用を受けようとする人

【年金所得者に係る確定申告不要制度】
公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告の必要はありません。
※ただし所得税の還付を受けるための申告書を提出することができます。

市・県民税の申告

所得税の確定申告が不要な人でも、次に該当する人は市・県民税の申告が必要です。

【市・県民税の申告が必要な人】
平成25年1月1日現在、島田市に居住し、次のいずれかに該当する人
▽平成24年中に、営業・農業・不動産など、給与以外の所得があった人
▽平成24年中に、年金収入があった人で、社会保険料や配偶者控除などの所得控除を受けようとする人
▽昨年、途中で退職し、平成25年1月1日現在、就職していない人
▽事業所から「給与支払報告書」が提出されていない人

申告に必要なもの

①印鑑、申告書（郵送された人）
※申告書が送付されなかった人は、申告会場に用意してあります。
②給与所得や公的年金等の源泉徴収票（原本）
③事業所得などの収支内訳書（白色申告者）、青色申告決算書（青色申告者）
④国民健康保険税、介護保険料および後期高齢者医療（長寿医療）保険料の納付証明書
⑤国民年金保険料の控除証明書
⑥生命保険料の控除証明書
※平成24年分から、新たに介護医療保険料控除が設けられ、合計適用限度額が、12万円となりました。
⑦地震保険料の控除証明書
※平成18年末までに契約した旧長期損害保険契約は、控除対象です。
⑧医療費控除を受ける人は、支払った医療費の領収書や、保険などで補てんされる金額（見込額を含む）の明細書など
⑨住宅借入金等特別控除を受ける人は「家屋の登記事項証明書」「住民票の写し」「請負契約書または売買契約書の写し」「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」「補助金などの額を証する書類」など
※所得税から引ききれない住宅借入金等特別控除額がある場合は、平成25年度市・県民税から控除されます（平成19年・20年の入居者は対象外）。
⑩所得税が還付される人は、預金口座番号（本人名義）の分かるもの

出張申告のお知らせ

【六合公民館】
2月19日(火)
【初倉公民館】
2月20日(水)
【川根支所】大会議室（2階）
2月21日(木)・22日(金)
【金谷庁舎】大会議室（3階）
2月25日(月)・26日(火)
※各会場とも午前9時30分～午後3時、ただし正午～午後1時を除く。
※収支内訳書を必要とする所得（営業・農業・不動産所得など）や譲渡所得（土地・建物、株式など）のある人は、申告会場（プラザおおるり）で申告してください。

税務署からのお知らせ

贈与税・消費税および地方消費税（個人事業者）の申告

申告と納税期限
▽贈与税／3月15日(金)まで
▽消費税および地方消費税（個人事業者）／4月1日(月)まで
▽消費税および地方消費税（個人事業者）／4月1日(月)まで

確定申告に関する電話相談は「確定申告電話相談センター」へ

税務署にお掛けいただいた電話は、すべて自動音声案内により、ご案内しています。音声ガイダンスに従って「0」を押してください。
ダイヤル／☎37-3121
開設期間／3月15日(金)まで
午前8時30分～午後5時
※土・日曜日と祝日を除く。

手続き簡単 納税は便利な口座振替で

口座振替を利用すれば、納期のたびに金融機関などへ出掛ける手間が省けて、大変便利です。
持ち物／必要事項を記入し、金融機関への届出印を押印した「預貯金口座振替依頼書」
申し込み／金融機関または税務署へ
申告期限
▽申告所得税／3月15日(金)まで

国税庁ホームページから電子申告「確定申告書作成コーナー」

国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」を利用すれば、必要事項と金額を入力するだけで、後は自動で計算してくれます。
金額に間違いがあっても、入力した数字を訂正するだけなので簡単です。作成（入力）した申告書は、印刷すればそのまま確定申告書として提出・郵送できます。
また、インターネットで送信すれば、自宅にいながら申告を済ませることができます（国税電子申告・納税システム「e-Tax」の事前手続きが必要です）。
国税庁ホームページ
URL http://www.nta.go.jp/index.htm
※市のホームページ「税務課コーナー」からもリンクしています。
電子申告の特徴
①最高3000円の税額控除
②添付書類の提出省略
③還付金がスピーディー
④24時間受け付け
電子申告に必要なもの／（推奨環境を満たした）パソコン、電子証明書（住基カード）、ICカードリーダライタ

郵送でも申告できます

郵送先
〒427-8601
島田市扇町2番の2　島田税務署

住宅借入金等特別控除説明会

住宅ローンなどを利用してマイホームを新築・購入・増改築などをした人は、一定の要件を満たせば、所得税の確定申告をすることで「住宅借入金等特別控除」を受けることができます。また、土地取得のための借入金も対象となる場合があります。
説明会当日は、申告書の提出もできます。控除の要件、提出書類などの詳しい内容については、事前に島田税務署へお問い合わせください。
対象地区
島田市、川根本町
とき／2月5日(火)
午前9時30分～11時30分
午後1時30分～4時30分
ところ／プラザおおるり
大会議室（3階）
※「とき・ところ」は、両地区共通です。
※午前、午後とも同じ内容です。それぞれ、開始時間までに会場にお越しください。